【規程番号　神女大Ⅰ－004】

神戸女子大学学長職務規程

第１条　神戸女子大学学長（以下「学長」という。）の職務については、この規程の定めるところによる。

第２条　学長は、神戸女子大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第３条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。